

役員及び評議員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第21条の定めるところにより、役員・評議員等の報酬及び実費弁償等について定める。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会への出席報酬等)

第3条 理事が理事会に出席したとき、評議員が評議員会に出席したとき及び評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により実費弁償費を支払うことができる。

(理事及び評議員の業務報酬等)

第4条 理事長が、法人業務及び法人が実施する事業の運営業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 理事が、理事長の命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表2により実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が、理事長の命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表2により実費弁償費を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第5条 監事が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により実費弁償費を支払うことができる。

2 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により実費弁償費を支払うことができる。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第6条 苦情対応第三者委員が、法人及び事業所に係る苦情対応の業務に従事したときは、別表2により実費弁償費を支払う。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のために、又は苦情対応第三者委員が苦情対応のため出張する場合は、旅費規程に準じる。

(重複支給の防止)

第8条 監事及び理事が、同一日に開催される理事会及び評議員会等のいずれにも出席した場合は、評議員会に係る実費弁償費は支給しない。

2 役員及び評議員が、理事会及び評議員会に出席し、当該開催日当日に第4条の規定により業務運営に従事したときは、理事会及び評議員会に係る別表1に掲げる実費弁償費は、支給しない。

3 法人及び事業所の職員を兼務する役員及び評議員等は、この規程を適用しない。

(改定)

第9条 この規程の改正は、評議員会の議決を得て改正する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1（第3条、第5条関係）

名 称	実費弁償費
理事会出席報酬	2,000 円
評議員会等出席報酬	2,000 円
評議員選任・解任委員会出席報酬	2,000 円

別表2（第4条、第5条、第6条関係）

名 称	報酬	実費弁償費
理事長	月額 100,000 円以内	なし
理事及び評議員	なし	2,000 円
監事	なし	2,000 円
苦情対応第三者委員	なし	2,000 円